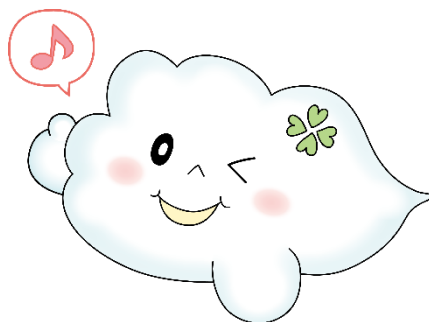


令和9年度 府中市社会福祉協議会 地域福祉活動助成金 申請の手引き

申請期間 令和9年1月15日(金)～2月15日(月)



申込み・問合せ

〒183-0055 東京都府中市府中町1-30 ふれあい会館内
社会福祉法人 府中市社会福祉協議会 地域活動推進課 まちづくり推進係
電話:042-364-5382 FAX:042-362-9090
メール:fuwari@fsyakyo.or.jp
ホームページ:<https://www.fsyakyo.or.jp/>



*申請の手引き・申請書はホームページからもダウンロードできます。



1. 目的

私たち府中市社会福祉協議会(以下 府中社協)は、地域の中で共に学び、支えあうまちづくりを推進しております。本助成金は、住民の皆様が主体となって取り組む、地域課題の解決や地域福祉の向上に向けた取り組みを支援することを目的としています。

※この助成金は、府中社協へ寄せられた会員会費、寄附金、歳末たすけあい募金等を財源としています。

2. 対象団体

府中市内で地域福祉活動を行っている、または開始を予定している、自主財源のみでは運営が困難な法人格を持たない任意団体又は特定非営利活動法人

3. 対象活動

(1)地域福祉活動

(2)わがまち支えあい協議会 運営費／活動費

※「わがまち支えあい協議会」とは、より身近な生活圏域の中で、地域住民や地域のさまざまな団体自らが地域の生活課題に気づき、共有し、ともにその生活課題を解決していくくみをいいます。

4. 助成の条件

- (1) 地域福祉の向上や地域課題の解決に向けた活動になっている。
- (2) 参加者が限定されていない。または、対象者を限定されていても広く参加を受け入れており、地域に開かれた活動になっている。
- (3) 政治・宗教・営利を目的にしている活動、趣味、サークル的な活動、自治会の活動等になっていない。
- (4) わがまち支えあい協議会(定例会、活動体)やその他府中社協事業(タウンミーティング、地域なんでも相談員研修、サロン交流会・連絡会等)へ参加をしている。又は、今後、参加する。
- (5) 府中社協の周知に協力している。又は、今後、協力する。
(困りごと相談会等のチラシ配布や設置、SNS、回覧等)
- (6) 府中社協の会費やふれあい募金に協力をしている。又は、今後、協力する。

<活動例>

- 住民同士の見守りや支えあい活動(ちょっとした生活支援、フードパントリー等)
- 多世代の交流の場づくり(多様な居場所、世代間交流、サロン等)
- 何らかの生きづらさを抱える人や家族の支えあい活動(当事者の会、家族会等)

- その他、地域で必要とされる新たな福祉活動(見守り活動、ボランティア体験等)

5. 注意事項

- (1)申請期間以外の申請は受付けておりません。
- (2)申請にあたって、申請書や活動内容について虚偽の申請を行っていた場合、目的以外の用途に使用した場合などは、助成を取消し、返還をお願いすることがあります。
- (3)申請団体すべての総額が当会の定める上限を超える場合は、申請額通りの助成が難しい場合があります。

6. 助成活動対象期間

令和9年4月1日(火)～令和10年3月31日(火)

7. 助成額

- (1)地域福祉活動：7万円以内/年
 ※申請は1団体につき1活動とします。
 ※原則、継続性があり定期的な活動を対象とします。
- (2)わがまち支えあい協議会:運営費 15万円以内/年 各活動費 7万円以内/年
 ※運営費と活動費の総額上限は30万円以内/年とします。
 運営費:団体の運営にかかる経費及び全体で行う会議やPRの経費を対象とします。 例)定例会の会場費、会のぼり旗、ちらしの作成費等
 活動費:各活動にかかる経費を対象とします。
 ※わがまち支えあい協議会については、地域全体のつながりを維持する基盤としての役割を鑑み、運営面を含めた包括的な支援を行います。

8. 助成対象経費

対象経費は、活動の実施に必要な経費のうち、次に定める経費とします。

(1)助成対象

会場費	会場の使用料等
保険料	ボランティア保険、イベントや活動にかける行事保険料等
通信運搬費	はがき、切手代、宅配便代等
消耗器具備品費	ビブス、ユニフォーム等の備品、文具、用紙、インク、創作活動の材料費、生活用品等の消耗品 ※1万円以上の物は見積りを提出してください。

印刷製本費	資料等の印刷費、コピー代等
広報費	ホームページ作成、運営費、広報紙やチラシの作成、配布経費等
講師謝礼	外部講師等への謝礼 ※基準単価に基づく範囲
燃料費	活動で使用する車両のガソリン代、単発のイベントで使用する燃料費やエアコン代等
通信費	携帯電話、インターネット等の通信料

※対象経費に該当するか判断が難しい場合はご相談ください。

(2)講師謝礼金に関する基準単価

分類	講師等の区分	謝礼基準 (1回あたり)
研修会、講演会 等に係る謝礼金	知識経験者、大学教授、教諭、医師、医療福祉の専門職、弁護士、司法書士、民間技能者、その他専門家として相応しい人材	10,000 円以内
一芸披露、体操、実用講座等 に係る謝礼金	ボランティア団体・文化団体・スポーツ団体・自主グループ等の活動者、その他講師として相応しい人材	5,000 円以内

(3)助成対象外

食材費	飲食および配布を目的とした食糧費・食材費
人件費	団体に所属する者に対する人件費
管理費	賃貸住宅・駐車場等の借り上げに必要な経費
消耗品費	販売目的で使用する商品の仕入れ代など

※その他、上記に類する経費で助成対象としてふさわしくないもの。

(4)補足事項

- ・実際に事業を行った年度での処理を原則とします。
例)会場費を前年度に支払っていても、会場を使用するのが翌年度である場合は、翌年度の経費として扱います。
- ・物品購入の際に、ポイントやクーポンで支払った部分は助成対象外になります。個人でポイントを貯める行為も控えてください。
- ・報告時に領収書の提出が必須ですが、万が一、紛失した場合はご相談ください。
- ・上期終了時に助成金の使用状況(4月～9月末)の報告をお願いする場合があります。

9. 申請方法

次の書類に必要事項を記入し申請期間内にご提出ください。

- (1)地域福祉活動助成金交付申請書・交付申請書内訳
- (2)会則
- (3)本地域福祉活動に携わる者の名簿
- (4)活動計画書、予算書
- (5)団体の全体収支が分かる資料(決算書など)
- (6)その他 参考資料

【申請期間】

令和9年1月15日(金)～2月15日(月) ※郵送の場合は2月15日(月)必着

10. 審査方法

書類審査により決定します。

<審査の視点>

●活動の目的と公共性

- ・身近な地域の困りごとやニーズに寄り添った活動であるか。
- ・地域に開かれ、多くの住民が参加でき、安心を感じられる場となっているか。

●活動の効果と具体性

- ・活動を通じて、孤立の防止や多世代交流など、地域にポジティブな変化が期待できるか。
- ・無理のない計画で、継続的に実施される工夫がなされているか。

●費用の妥当性と協力

- ・皆様からお預かりした大切な会員会費や募金を財源としているため、活動内容に対して経費が適正かつ効果的に計画されているか。
- ・地域のネットワークと連携し、共に府中市の福祉を良くしていこうとする姿勢があるか。

●自立と継続性

- ・助成金に依存せず参加費の徴収や自主財源の確保など、活動を継続するための工夫があるか。

※審査の結果、限られた財源をより多くの活動へつなげるため、あるいは申請内容の精査により、申請額から減額して決定する場合や、不決定となる場合があります。

11. 助成の決定・交付

令和9年3月下旬に、審査結果(助成金額)を申請団体宛に文書で通知します。
助成金は、令和9年4月上旬に指定の銀行口座への振込みを予定しています。

12. 報告方法

下記の書類に必要事項を記入し申請期間内にご提出ください。

- (1)地域福祉活動助成金事業報告書
- (2)団体の全体収支が分かる資料(決算書など)
- (3)当該助成金を使用した領収書(写し可)、出納帳
- (4)その他 参考資料

【報告期間】

提出期限:令和 10 年3月活動終了後～令和 10 年4月4日(火)

※郵送の場合は、令和 10 年4月4日(火)必着

戻入金の清算期限:令和 10 年4月26日(水)

【申請書・報告書の提出先】

窓口にて直接提出、又は郵送で送付してください。

〒183-0055 東京都府中市府中町1-30 ふれあい会館内
社会福祉法人 府中市社会福祉協議会 地域活動推進課 まちづくり推進係窓口
地域福祉活動助成金事業担当 宛
(受付時間:月～土曜日 9時00分～17時00分)

～初めて申請を検討されている団体へ～

「自分たちの活動が対象になるか分からない」「書類の書き方に不安がある」という場合は、申請書を提出される前に、ぜひ一度事務局までご相談ください。活動内容をお伺いしながら、丁寧にお手伝いいたします。

【お問い合わせ・事前相談窓口】

助成金の申請手続きや、手引きの内容についてご不明な点がございましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

社会福祉法人 府中市社会福祉協議会 地域活動推進課 まちづくり推進係
電話:042-364-5382 FAX:042-362-9090
メール:fuwari@fsyakyo.or.jp